

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下、優良法）

．案内情報

- 手続名 : 宅地開発事業計画の認定の申請
- 手続根拠 : 優良法第三条
- 手続対象者 : 民間宅地開発事業者、都市基盤整備公団 等
- 提出時期 : 宅地開発事業を実施しようとするとき
- 提出方法 : 事業地区を管轄する都道府県知事を経由して各地方整備局へ提出してください
(都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会の場合は、事業地区を管轄する都道府県知事を経由して国土交通省総合政策局宅地課へ提出してください)
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 1．宅地建物取引業法第六条 に規定する免許証の写し
2．直前十年の各事業年度において実施した宅地開発事業の実績を記載した書面
3．法人である場合は、登記簿謄本、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
4．個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び資産に関する調書
5．事業区域のうち宅地開発事業を実施する権原を有する土地の面積を記載した書面
6．都市計画法第十四条第一項の規定による総括図の写しに事業区域を表示した図
7．事業区域及びその付近の土地の利用の現況を明らかにした縮尺 1/5000 以上の図面
8．事業区域内の土地の利用に関する計画を明らかにした縮尺 1/2500 以上の図面
(法第三条第二項の宅地開発事業計画にあつては、主要な公共施設の配置を表示すること)
- 各 1 部
- 申請書様式 : 優良法施行規則別記様式第一 宅地開発事業計画
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい

．窓口情報

- 提出先 : 関東地方整備局建政部住宅整備課 0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1 (内線 6 1 8 5)
中部地方整備局建政部住宅整備課 0 5 2 - 2 1 1 - 6 5 0 0 (内線 6 1 8 5)
近畿地方整備局建政部住宅整備課 0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1 (内線 6 1 8 1)
国土交通省総合政策局宅地課 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (内線 2 5 2 3 6)
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい

．手続情報

- 審査基準 : 優良法第四条
優良法施行規則第五条 他
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)